

## 資料編

### 用語解説

(ページ数は、用語が最初に記載されているページを表しています。)

#### ※1 P6 「一般世帯」

下記の(1)～(3)の世帯をいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

#### ※2 P6 「核家族世帯」

- (1) 夫婦のみの世帯、(2) 夫婦と子供から成る世帯、(3) 男親と子供から成る世帯、(4) 女親と子供から成る世帯

#### ※3 P6 「単独世帯」

世帯人員が一人の世帯

#### ※4 P7 「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

#### ※5 P17 「小規模保育事業所」

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う認可保育施設。

#### ※6 P17 「企業主導型保育施設」

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設で、従業員の児童に加えて、地域枠の設定が可能である。また、地域の企業が共同設置・共同利用することも可能。

#### ※7 P40 「民生委員・児童委員」

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねることとされている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援を行う。

#### ※8 P43 「教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所

- ・認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

（参考）特定教育・保育施設・・・市町村長が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象として「確認」した上記の施設

#### ※9 P44 「地域型保育（事業）」

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、地域型保育事業とは、地域型保育を行う事業をいう。（主に3歳未満の乳児・幼児を対象とする。）

- ・小規模保育・・・少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- ・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- ・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う。

#### ※10 P47 「幼保連携型認定こども園」

認定こども園は、次の4つの類型に分かれます。

- ①幼保連携型・・・幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられる認定こども園（幼稚園+保育所）
- ②幼稚園型・・・学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の「児童福祉施設」により構成されるタイプなどの認定こども園（幼稚園+保育所機能）
- ③保育所型・・・保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は「児童福祉施設」に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けがない認定こども園（保育所+幼稚園機能）
- ④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプの認定こども園（幼稚園機能+保育所機能）

#### ※11 P52 「認定区分」

2015年（平成27年）4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくこととなります。申請に基づき、各市町村が下記の3つの認定区分により認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園等での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

「保育を必要とする事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等です。

第2期 明石市子ども・子育て支援事業計画  
2020年(令和2年)3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5149

編集：明石市こども局こども育成室